

別添

ノーツデータベース開発研修業務仕様書

1 業務の名称

ノーツデータベース開発研修業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

鳥取県（以下「発注者」という。）の職員を対象とした、ノーツデータベースの開発研修（初級者向け・上級者向け）業務を委託し実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）までとする。

4 業務内容

（1）研修内容

ノーツデータベース開発研修（初級者向け・上級者向け）を、（5）に定める研修環境で実施する。

受注者は事前に研修計画、研修用データベース、研修テキストを作成し、発注者の確認を受けた上で、講師として研修を実施する。

なお、発注者が想定している研修内容は以下のとおりだが、具体的な研修内容の詳細は発注者と受注者が協議の上決定する。

【初級者向け】

- ア ノーツデータベースの基本構造
- イ フォーム作成
- ウ ビュー作成
- エ その他の設計要素（ナビゲータ、レイアウト領域、アウトライン等）
- オ データベースのアクセス制御リスト

【上級者向け】

- ア LotusScriptについて
- イ Webアプリケーション開発の基本
- ウ データベースのセキュリティ設定

（2）実施形態

原則、集合研修とする。詳細は発注者と受注者で協議し、決定する。

（3）研修回数及びスケジュール

本業務で実施する初級者向け研修は、東部地区、中部地区、西部地区でそれぞれ1回開催する。

上級者向け研修は、東部地区で1回開催する。

なお、1回あたりの研修時間は初級者向け3時間程度、上級者向け4時間程度とし、研修受講者数は最大で20人とする。

開催スケジュールは発注者と受注者が協議の上決定する。

（4）業務実施場所

本業務の実施場所は、次のとおりとする。

東部地区：県庁本庁舎、第二庁舎又は議会棟の会議室（鳥取県鳥取市東町一丁目220又は2

7 1)

中部地区：中部総合事務所の会議室（鳥取県倉吉市東巖城町2）

西部地区：西部総合事務所の会議室（鳥取県米子市糀町一丁目160）

(5) 研修環境等

研修に要する会場、Domino サーバ、ノートクライアント、Domino デザイナー等のソフトウェア及びライセンス、それらが稼働する機器、接続するネットワークは発注者が用意する。なお、講師用のパソコンは受注者が用意すること。

発注者が用意するノーツの環境は、次のとおりである。

(ア) ノートクライアント環境 Notes 12.0.1

(イ) Domino Server 環境 Domino 12.0.1

また、受注者は研修環境の動作確認等について、発注者の現地作業に協力すること。研修環境に関する詳細は発注者と受注者が協議の上決定する。

5 納入物

受注者は、次の書類を発注者に提出すること。

なお、提出書類はすべて電子媒体又は紙媒体とし、電子媒体のファイル形式（研修用データベースを除く）は、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint のいずれかとする。

納入物の詳細については、発注者と別途協議の上決定すること。

名称	内容	部数
研修計画書	本業務の計画書（スケジュールや実施体制等）	紙媒体及び電子媒体 1部ずつ
研修テキスト	研修会で受講者に配布する資料	紙媒体及び電子媒体 1部ずつ
研修用データベース	研修会で受講者が利用するデータベース	電子媒体 1部
その他	発注者が必要と認める資料	紙媒体及び電子媒体 1部ずつ

6 納入場所

納入物の納入場所は、以下のとおりとする。

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県政策戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

7 完了報告及び検査

受注者は、研修終了後、令和7年3月21日までに5の納入物と併せて業務完了報告書を発注者に提出するものとし、発注者は、業務完了報告書等の受理後7日以内に、検査を行わなければならない。

8 委託料の支払

- (1) 受注者は、7の検査で本業務が合格と認められた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出する。
- (2) 発注者は、(1)に規定する正当な請求書を受領した日から30日以内に本業務に係る委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

9 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

10 追完請求権

- (1) 発注者は、本業務の検査完了後において、本業務が本業務に係る契約書(以下「契約書」という。)及び本仕様書で定める内容に適合しないものであることが発見された場合、受注者に無償で補修及び履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

11 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本仕様書に定められた事項及び本業務に係る契約が守られず、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12 秘密の保持

- (1) 受注者は、業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに12の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

13 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

14 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る契約金額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

15 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

16 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

17 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、本仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

18 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

19 その他

- (1) 契約書の作成に当たり、本仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。
- (2) 本仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

（注） 甲は鳥取県、乙は受注者をいう。